

東海市地域防災計画（地震災害対策計画）修正
新旧対照表

（令和 6 年度（2024 年度）修正）

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 被害想定及び減災効果	第3章 被害想定及び減災効果	
	第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	
11	1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果 (1) 被害予測 イ 調査結果の概要 (イ) 結果 b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定 <浸水・津波> ○ 津波ケース①の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース⑦の場合に県全体の死者数が最大となる。	1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果 (1) 被害予測 イ 調査結果の概要 (イ) 結果 b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定 <浸水・津波> ○ 津波ケース⑦の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース①の場合に県全体の死者数が最大となる。	(県) 誤記の整理
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
16	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	(県) 愛知県SDGs推進本部会議 2019年7月16日開催)を踏まえた修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
25	1 市及び県における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を <u>図り (追記)</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	1 市及び県における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を <u>図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、</u> 災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境	(県) 防災基本計画に基づく修正

地震災害対策計画 新旧対照表

[illegible]

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	<u>合的な検討を行う。</u>		
	第５章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第５章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
56	５ 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策（ <u>追記</u> ）など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	５ 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	（県） 防災基本計画に基づく修正
58	（略） エ 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。 <u>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</u>	（略） エ 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。 <u>（削除）</u>	（市） 愛知県防災情報システムと市町村防災支援システムが一元化され、市町村防災支援システムとしての運用がないため
	10 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成３０年（２０１８年）３月：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや簡易トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体（ <u>追記</u> ）との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	10 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成３０年（２０１８年）３月：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや簡易トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や <u>民間事業者等</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	（県） 防災基本計画に基づく修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考																								
	第2編 災害予防	第2編 災害予防																									
	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																									
66	■ 基本方針 ○ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>（追記）</u> ボランティア <u>（追記）</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備</td><td>市</td><td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>（追加）</u> 1 <u>（4）</u> 福祉避難所<u>の設備</u>の整備 1 <u>（5）</u> 避難所の運営体制の整備</td></tr><tr><td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>市、県、社会福祉施設等管理者</td><td>1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) <u>2 (6) 浸水想定区域内の施設等の公表</u> <u>2 (7) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u> <u>（追加）</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)</td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>県、市</td><td>帰宅困難者対策</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>（追加）</u> 1 <u>（4）</u> 福祉避難所 <u>の設備</u> の整備 1 <u>（5）</u> 避難所の運営体制の整備	第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) <u>2 (6) 浸水想定区域内の施設等の公表</u> <u>2 (7) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u> <u>（追加）</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)	第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策	■ 基本方針 ○ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>NPO・</u>ボランティア <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備</td><td>市</td><td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>1 (4) 避難所の破損等への備え</u> 1 <u>（5）</u> 福祉避難所 <u>（削除）</u> の整備 1 <u>（6）</u> 避難所の運営体制の整備</td></tr><tr><td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>市、県、社会福祉施設等管理者</td><td>1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) <u>2 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u> (※(6)と(7)を統合) <u>2 (7) 災害ケースマネジメント</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)</td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>県、市</td><td>帰宅困難者対策</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>1 (4) 避難所の破損等への備え</u> 1 <u>（5）</u> 福祉避難所 <u>（削除）</u> の整備 1 <u>（6）</u> 避難所の運営体制の整備	第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) <u>2 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u> (※(6)と(7)を統合) <u>2 (7) 災害ケースマネジメント</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)	第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策	(県) 表記の整理
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>（追加）</u> 1 <u>（4）</u> 福祉避難所 <u>の設備</u> の整備 1 <u>（5）</u> 避難所の運営体制の整備																									
第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) <u>2 (6) 浸水想定区域内の施設等の公表</u> <u>2 (7) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u> <u>（追加）</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>1 (4) 避難所の破損等への備え</u> 1 <u>（5）</u> 福祉避難所 <u>（削除）</u> の整備 1 <u>（6）</u> 避難所の運営体制の整備																									
第2節 要配慮者支援対策	市、県、社会福祉施設等管理者	1 要配慮者の把握 2 (1)～(5) (略) <u>2 (6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u> (※(6)と(7)を統合) <u>2 (7) 災害ケースマネジメント</u> 3 (1) 名簿の作成目的 3 (2)～(8) (略)																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策																									

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
52	(略) <u>カ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略) (3)～(4) (略) (5) 福祉避難所<u>の設備</u>の整備 <u>福祉避難所には、要配慮者の特性に応じた設備の整備に努める。</u> <u>(追加)</u>	(略) <u>((5) に統合)</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略) (3)～(4) (略) (5) 福祉避難所<u>(削除)</u>の整備 <u>(削除)</u> <u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u>	災害危険区域の指定廃止等に伴う修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
	(6) 避難所の運営体制の整備 イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>（追記）</u>	<u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (6) 避難所の運営体制の整備 イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	（県） 防災基本計画に基づく修正 及び表記の整理
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
72	2 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>（追記）</u> (略) <u>（追記）</u>	2 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) <u>(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援</u> <u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u>	（県） 防災基本計画の修正による

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
72 73	(4) 外国人等に対する防災対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供 <u>(追記)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(追記)</u>	(4) 外国人等に対する防災対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u> 外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略)	(県) 愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しを行っているため
73	<u>(6)</u> 浸水想定区域内の施設等の公表 (略) <u>(7)</u> 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達 (略) <u>(追加)</u>	<u>(6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</u> <u>ア</u> 浸水想定区域内の施設等の公表 (略) <u>イ</u> 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達 (略) (※(6)と(7)を統合) <u>(7) 災害ケースマネジメント</u> <u>市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	(市) 表記の整理 (県) 防災基本計画の修正による
	第9章 津波等予防対策	第9章 津波等予防対策	
	第3節 津波防災知識の普及	第3節 津波防災知識の普及	
85	1 市、県及び名古屋地方気象台における措置 (1) 一般向け イ 津波の特性に関する情報 (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震 <u>(追記)</u> の発生可能性があること。	1 市、県及び名古屋地方気象台における措置 (1) 一般向け イ 津波の特性に関する情報 (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生可能性があること。	(県) 防災基本計画の修正による

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考																																
	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備																																	
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等																																	
91	1 市及び県における措置 （略） なお、緊急輸送ルート等の確保に当たっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するものと <u>する</u> 。	1 市及び県における措置 （略） なお、緊急輸送ルート等の確保に当たっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するものと <u>し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う</u> 。	（県） 令和6年1月30日付 消 防 災 第 14号消防庁 国民保護・ 防災部防災 課長通知に 基づく修正																																
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																																	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																	
100	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td><td>○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○<u>本部員会議</u>の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請</td><td>→</td></tr> <tr> <td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○<u>本部員会議</u>の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td>→</td></tr> <tr> <td>防災関係機関</td><td></td><td>○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	事前	被害発生中	事後	市	○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部員会議</u> の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請	→	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部員会議</u> の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→	防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td><td>○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○<u>本部会議</u>の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請</td><td>→</td></tr> <tr> <td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○<u>本部会議</u>の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td>→</td></tr> <tr> <td>防災関係機関</td><td></td><td>○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	事前	被害発生中	事後	市	○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部会議</u> の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請	→	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部会議</u> の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→	防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		（県） 表記の整理
区分	事前	被害発生中	事後																																
市	○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部員会議</u> の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請	→																																
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部員会議</u> の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→																																
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																	
区分	事前	被害発生中	事後																																
市	○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部会議</u> の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請	→																																
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○ <u>本部会議</u> の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→																																
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考																														
	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td><td>市</td><td>1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) <u>本部員会議</u> 1 (4) 非常配備 1 (5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 1 (6) 勤務時間外における体制の整備</td></tr><tr><td></td><td>防災関係機関</td><td><u>2 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備（追加）</u></td></tr><tr><td>第2節 職員の派遣要請</td><td>市、県</td><td>1 (1) 知事等に対する応援要請等 1 (2) 国の職員の派遣要請 1 (3) 他市町村の職員の派遣要請 1 (4) 職員派遣のあっせん要求 1 (5) 県職員の受入 1 (6) 被災市町村への市職員の派遣</td></tr><tr><td>第3節 災害救助法の適用</td><td>市、県</td><td>1 (1) 救助の実施 1 (2) 県が行う救助の補助</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) <u>本部員会議</u> 1 (4) 非常配備 1 (5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 1 (6) 勤務時間外における体制の整備		防災関係機関	<u>2 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備（追加）</u>	第2節 職員の派遣要請	市、県	1 (1) 知事等に対する応援要請等 1 (2) 国の職員の派遣要請 1 (3) 他市町村の職員の派遣要請 1 (4) 職員派遣のあっせん要求 1 (5) 県職員の受入 1 (6) 被災市町村への市職員の派遣	第3節 災害救助法の適用	市、県	1 (1) 救助の実施 1 (2) 県が行う救助の補助	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td><td>市</td><td>1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) <u>本部会議</u> 1 (4) 非常配備 1 (5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 1 (6) 勤務時間外における体制の整備</td></tr><tr><td></td><td>防災関係機関</td><td><u>2 (1) 組織及び活動体制</u> <u>2 (2) 勤務時間外における体制の整備</u> <u>2 (3) 惨事ストレス対策</u></td></tr><tr><td>第2節 職員の派遣要請</td><td>市、県</td><td>1 (1) 知事等に対する応援要請等 1 (2) 国の職員の派遣要請 1 (3) 他市町村の職員の派遣要請 1 (4) 職員派遣のあっせん要求 1 (5) 県職員の受入 1 (6) 被災市町村への市職員の派遣</td></tr><tr><td>第3節 災害救助法の適用</td><td>市、県</td><td>1 (1) 救助の実施 1 (2) 県が行う救助の補助</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) <u>本部会議</u> 1 (4) 非常配備 1 (5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 1 (6) 勤務時間外における体制の整備		防災関係機関	<u>2 (1) 組織及び活動体制</u> <u>2 (2) 勤務時間外における体制の整備</u> <u>2 (3) 惨事ストレス対策</u>	第2節 職員の派遣要請	市、県	1 (1) 知事等に対する応援要請等 1 (2) 国の職員の派遣要請 1 (3) 他市町村の職員の派遣要請 1 (4) 職員派遣のあっせん要求 1 (5) 県職員の受入 1 (6) 被災市町村への市職員の派遣	第3節 災害救助法の適用	市、県	1 (1) 救助の実施 1 (2) 県が行う救助の補助	(市) 表記の整理
区分	機関名	主な措置																															
第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) <u>本部員会議</u> 1 (4) 非常配備 1 (5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 1 (6) 勤務時間外における体制の整備																															
	防災関係機関	<u>2 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備（追加）</u>																															
第2節 職員の派遣要請	市、県	1 (1) 知事等に対する応援要請等 1 (2) 国の職員の派遣要請 1 (3) 他市町村の職員の派遣要請 1 (4) 職員派遣のあっせん要求 1 (5) 県職員の受入 1 (6) 被災市町村への市職員の派遣																															
第3節 災害救助法の適用	市、県	1 (1) 救助の実施 1 (2) 県が行う救助の補助																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 組織及び活動体制 1 (3) <u>本部会議</u> 1 (4) 非常配備 1 (5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 1 (6) 勤務時間外における体制の整備																															
	防災関係機関	<u>2 (1) 組織及び活動体制</u> <u>2 (2) 勤務時間外における体制の整備</u> <u>2 (3) 惨事ストレス対策</u>																															
第2節 職員の派遣要請	市、県	1 (1) 知事等に対する応援要請等 1 (2) 国の職員の派遣要請 1 (3) 他市町村の職員の派遣要請 1 (4) 職員派遣のあっせん要求 1 (5) 県職員の受入 1 (6) 被災市町村への市職員の派遣																															
第3節 災害救助法の適用	市、県	1 (1) 救助の実施 1 (2) 県が行う救助の補助																															
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営																															
102	1 市における措置 (略) (2) 組織及び活動体制 イ 災害対策本部 <table><tr><td colspan="2">東海市災害対策本部</td><td rowspan="5"><u>本部員会議</u></td></tr><tr><td>総務部</td><td>都市建設部</td></tr><tr><td>企画部</td><td>水道部</td></tr><tr><td>市民福祉部</td><td>消防部</td></tr><tr><td>環境経済部</td><td>教育部</td></tr></table>	東海市災害対策本部		<u>本部員会議</u>	総務部	都市建設部	企画部	水道部	市民福祉部	消防部	環境経済部	教育部	1 市における措置 (略) (2) 組織及び活動体制 イ 災害対策本部 <table><tr><td colspan="2">東海市災害対策本部</td><td rowspan="5"><u>本部会議</u></td></tr><tr><td>総務部</td><td>都市建設部</td></tr><tr><td>企画部</td><td>水道部</td></tr><tr><td>市民福祉部</td><td>消防部</td></tr><tr><td>環境経済部</td><td>教育部</td></tr></table>	東海市災害対策本部		<u>本部会議</u>	総務部	都市建設部	企画部	水道部	市民福祉部	消防部	環境経済部	教育部	(県) 表記の整理								
東海市災害対策本部		<u>本部員会議</u>																															
総務部	都市建設部																																
企画部	水道部																																
市民福祉部	消防部																																
環境経済部	教育部																																
東海市災害対策本部		<u>本部会議</u>																															
総務部	都市建設部																																
企画部	水道部																																
市民福祉部	消防部																																
環境経済部	教育部																																

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
	(3) <u>本部員会議</u> <u>本部員会議</u>は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。 ア <u>本部員会議</u>の協議（指示）事項 (略) イ <u>本部員会議</u>の開催 (7) 本部長は、必要に応じて<u>本部員会議</u>を招集する。 (4) <u>本部員会議</u>は、特別の指示がない限り、市役所において開催する。	(3) <u>本部会議</u> <u>本部会議</u>は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。 ア <u>本部会議</u>の協議（指示）事項 (略) イ <u>本部会議</u>の開催 (7) 本部長は、必要に応じて<u>本部会議</u>を招集する。 (4) <u>本部会議</u>は、特別の指示がない限り、市役所において開催する。	
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請	
104	1 市における措置 (略) (6) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底するものとする。	1 市における措置 (略) (6) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理<u>(削除)</u>等を徹底するものとする。	(県) マスク着用の考え方の見直しに伴う修正（健康管理等にマスク着用を含む）
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 津波警報等の伝達	第1節 津波警報等の伝達	
106	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、<u>(追記)</u>震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>予想震度が</u>6弱以上または長周期地震動階級4 <u>(追記)</u>を特別警報に位置付けている。	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、<u>最大</u>震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち <u>(削除) 震度 (削除)</u> 6弱以上または長周期地震動階級4 <u>の揺れが予想される場合のもの</u>を特別警報に位置付けている。	(県) 気象庁が使用する用語に統一 (県) 地震情報の種類の変更

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考												
	イ 地震に関する情報等 地震発生約１分半後に震度３以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報等を発表する。	イ 地震に関する情報等 地震発生約１分半後に震度３以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報等を発表する。	（県） 表記の整理												
	第３章 災害情報の収集・伝達・広報	第３章 災害情報の収集・伝達・広報													
	第１節 被害状況等の収集・伝達	第１節 被害状況等の収集・伝達													
119	１ 市における措置 (5) 伝達要領 カ 水道施設被害 <table><tr><td>報告先</td><td>愛知県災害対策本部 ・災害情報センター</td><td>知多保健所</td></tr><tr><td>報告手段</td><td>防災情報システム</td><td>電話・FAX・無線等</td></tr></table> (6) 市が県に報告できない場合の措置 (略)	報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	知多保健所	報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等	１ 市における措置 (6) 伝達要領 カ 水道施設被害 <table><tr><td>報告先</td><td>愛知県災害対策本部 ・災害情報センター</td><td>愛知県建設局 上下水道課</td></tr><tr><td>報告手段</td><td>防災情報システム</td><td>電話・FAX・無線等</td></tr></table> (7) 市が県に報告できない場合の措置 (略)	報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	愛知県建設局 上下水道課	報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等	（市） 誤字修正及び 管轄の変更のため
報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	知多保健所													
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等													
報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	愛知県建設局 上下水道課													
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等													
	第４章 応援協力・派遣要請	第４章 応援協力・派遣要請													
	第４節 ボランティアの受入	第４節 ボランティアの受入													
133	５ NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。(追記)	５ NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。	（県） 防災基本計画に基づく 修正												
	第５章 救出・救助対策	第５章 救出・救助対策													
	第２節 航空機の活用	第２節 航空機の活用													
137	２ 航空機の運用調整 (3) 調整事項等	２ 航空機の運用調整 (3) 調整事項等	（県） 防災基本計												

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考																						
	(略) イ 国土交通省に対する <u>緊急用務空域の指定</u> 依頼	(略) イ 国土交通省に対する「 <u>航空情報（ノータム）の発行</u> 」依頼	画に基づく修正																						
	第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策																							
145	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>区分</th><th>発災</th><th>3 日</th><th>一週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>市</td><td>○保健医療調整会議への参画 ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 <u>(追記)</u> ○DPAT の派遣要請 ○保健活動及び心のケア <u>○近隣市町村・県に対する応援要請</u> <u>○防疫組織の編成</u> <u>○防疫活動</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による医療情報収集 ○DMAT 及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のための SCU の設置 ○地域医療搬送実施のための SCU の設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPAT の派遣及び派遣要請 <u>(追加)</u> ○保健活動及び心のケア <u>○防疫組織の編成</u> <u>○防疫活動</u> ○DHEAT の派遣及び派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	発災	3 日	一週間	復旧対応期	市	○保健医療調整会議への参画 ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 <u>(追記)</u> ○DPAT の派遣要請 ○保健活動及び心のケア <u>○近隣市町村・県に対する応援要請</u> <u>○防疫組織の編成</u> <u>○防疫活動</u>				県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による医療情報収集 ○DMAT 及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のための SCU の設置 ○地域医療搬送実施のための SCU の設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPAT の派遣及び派遣要請 <u>(追加)</u> ○保健活動及び心のケア <u>○防疫組織の編成</u> <u>○防疫活動</u> ○DHEAT の派遣及び派遣要請				■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>区分</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>市</td><td></td><td>○保健医療調整会議への参画 ○<u>(削除)</u> 救護所の設置等、地域の医療体制確保 <u>○近隣市町村・県に対する応援要請</u> ○DPAT の派遣要請 ○保健活動及び心のケア <u>(上へ移動)</u></td><td> </td></tr></table>	区分	事前	被害発生中	事後	市		○保健医療調整会議への参画 ○ <u>(削除)</u> 救護所の設置等、地域の医療体制確保 <u>○近隣市町村・県に対する応援要請</u> ○DPAT の派遣要請 ○保健活動及び心のケア <u>(上へ移動)</u>	
区分	発災	3 日	一週間	復旧対応期																					
市	○保健医療調整会議への参画 ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 <u>(追記)</u> ○DPAT の派遣要請 ○保健活動及び心のケア <u>○近隣市町村・県に対する応援要請</u> <u>○防疫組織の編成</u> <u>○防疫活動</u>																								
県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による医療情報収集 ○DMAT 及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のための SCU の設置 ○地域医療搬送実施のための SCU の設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPAT の派遣及び派遣要請 <u>(追加)</u> ○保健活動及び心のケア <u>○防疫組織の編成</u> <u>○防疫活動</u> ○DHEAT の派遣及び派遣要請																								
区分	事前	被害発生中	事後																						
市		○保健医療調整会議への参画 ○ <u>(削除)</u> 救護所の設置等、地域の医療体制確保 <u>○近隣市町村・県に対する応援要請</u> ○DPAT の派遣要請 ○保健活動及び心のケア <u>(上へ移動)</u>	 																						

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）			修正後（令和６年度（2024 年度）修正）			備考
145 146	■ 主な機関の措置			■ 主な機関の措置			
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置	
	市	(追加)	1 (1) 災害医療本部の設置 1 (2) 他市町村又は県への応援要請 1 (3) 保健医療調整会議への参画 2 医療救護班の編成・派遣 3 看護師等の確保 4 救急搬送の実施 5 医薬品その他衛生材料の確保 6 血液製剤の確保	第 1 節 医療救護	市	1 (1) 災害医療本部の設置 1 (2) 他市町村又は県への応援要請 1 (3) 保健医療調整会議への参画 2 医療救護班の編成・派遣 3 看護師等の確保 4 救急搬送の実施 5 医薬品その他衛生材料の確保 6 血液製剤の確保	
			1 (4) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 1 (5) 医療救護班の派遣 1 (6) 医療情報の収集 1 (7) 地域医療搬送実施のための S C U の設置 1 (8) 愛知 D P A T の派遣 (追加)			1 (4) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 1 (5) D M A T（災害派遣医療チーム）の派遣等 1 (6) 救護班の派遣要請等 1 (7) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等 1 (8) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等 1 (9) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置	
			1 (9) 臨機応急な医療活動 1 (10) 医療活動の支援			1 (10) 臨機応急な医療活動 1 (11) 医療活動の支援	
7 医薬品等の適正使用に関する活動			7 医薬品等の適正使用に関する活動				
第 1 節 医療救護			第 1 節 医療救護				
146	1 市、県及び防災関係機関における措置 (追記) (4) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県か			1 市、県及び防災関係機関における措置 (4) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県か			(県) 表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
146	らの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 <u>(追記)</u> <u>(5) 医療救護班の派遣</u> 県は被災地の状況に応じ、現地へ医療救護班を派遣するほか、市の協	らの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。<u>この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u> <u>また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。</u> <u>イ 保健医療調整本部における医療情報収集</u> 県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。 <u>ウ 市町村、医療機関との情報共有</u> 県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。 <u>エ 他市町村への応援指示</u> 県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。 <u>オ 被災地における医療提供体制の確保・継続</u> 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。 <u>この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u> <u>(5) DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等</u> <u>ア DMATの派遣要請</u>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
147	<u>力を得て、医療救護所の設置及び避難所などへの巡回診療を実施し、被災地の医療確保を図る。</u> <u>なお、県医師会、日赤愛知県支部、県等の医療救護班は、原則として県災害対策本部の指示等に基づき出動する。</u> <u>(6) 医療情報の収集</u> <u>保健所長は、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、管轄内の医療情報の収集に努めるとともに医療の確保に努める。</u> <u>(7) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> <u>市は、県が地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）以外のものをいう。）の実施のため、航空搬送拠点臨時医療施設（ステージンケアユニット：SCU）の設置をする際に協力する。</u> <u>(8) 愛知DPATの派遣</u> <u>県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チー</u>	<u>県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。</u> <u>イ 県域を越えた協力体制の確立</u> <u>県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。</u> <u>なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）</u> <u>(6) 救護班の派遣要請等</u> <u>ア 救護班の派遣要請</u> <u>県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。</u> <u>イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> <u>県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</u> <u>(7) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等</u> <u>ア 愛知DPATの派遣</u> <u>(ア) 県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。</u> <u>(イ) 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。</u> <u>イ DPATの派遣要請</u> <u>(ア) 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。</u> <u>(イ) 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</u> <u>(8) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等</u> <u>県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDAT（日本災害歯</u>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	<u>ム）先遣隊を派遣する。</u> <u>(追加)</u> (9) 臨機応急な医療活動 市内救急告示医療機関及び救護所の医療救護班が臨機応急な医療活動に当たる。 (10) 医療活動の支援 市医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るとともに、市内救急告示医療機関は、市医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。	<u>科支援チーム）の派遣要請を行う。</u> (9) <u>ＳＣＵ（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</u> <u>ア 広域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置</u> 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対処困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：ＳＣＵ）を設置する。 <u>イ 地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置</u> 市は、県が地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送（被災地に対処困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）以外のものをいう。）の実施のため、航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：ＳＣＵ）の設置をする際に協力する。 (10) 臨機応急な医療活動 市内救急告示医療機関及び救護所の(削除)救護班が臨機応急な医療活動に当たる。 (11) 医療活動の支援 (略)	
	第２節 防疫・保健衛生	第２節 防疫・保健衛生	
152	７ 応援協力関係 (9) (略) <u>(追加)</u> (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	７ 応援協力関係 (9) (略) (10) <u>県は、必要があると認めるときは、国等に対してＪＤＡＴ（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。</u> (11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	(市) 県計画の修正に合わせて変更
	第８章 交通の確保・緊急輸送対策	第８章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第１節 道路交通規制等	第１節 道路交通規制等	
	４ 緊急通行車両の確認等	４ 緊急通行車両の確認等	(県)

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
157	(1) 緊急通行車両の確認 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条（追記）の規定により緊急通行車両の確認を行う。 (2) 緊急通行車両の届出 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 (3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。	(1) 緊急通行車両の確認 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。 (2) 緊急通行車両の届出 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 (3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第3節 港湾施設対策	第3節 港湾施設対策	
158	1 港湾管理者（市、県、名古屋港管理組合（追記））における措置（略）	1 港湾管理者（市、県、名古屋港管理組合、企業）における措置（略）	（市） 記載内容が企業において実施するものを含むため
	第4節 緊急輸送手段の確保	第4節 緊急輸送手段の確保	
160	5 緊急通行車両の事前申請、確認及び標章と証明書の交付 (2) 緊急通行車両確認の申請手続（略）	5 緊急通行車両の（削除）確認及び標章と証明書の交付 (2) 緊急通行車両確認の（削除）手続（略）	（県） 災害対策基本法施行令の改正に伴う修正 （市） 県の修正に合わせて修正
	第9章 浸水・津波対策	第9章 浸水・津波対策	
	第2節 津波応急対策	第2節 津波応急対策	
163	2 河川、海岸及び港湾管理者の措置 河川、海岸及び港湾管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達	2 河川及び海岸（削除）管理者の措置 河川及び海岸（削除）管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達	（市） 名古屋港管

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。 なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。	達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。 なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。	理組合が管理する水門及び閘門が存在しないため
	第１０章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第１０章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第２節 要配慮者支援対策	第２節 要配慮者支援対策	
168	１ 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	１ 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>(第２編災害予防 第７章に移動)</u>	(県) 愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しを行っているため
	第１１章 水・食品・生活必需品等の供給	第１１章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第１節 給水	第１節 給水	
171	２ 応急給水 (1) 応急給水体制の確立 市は、給水体制の組織をあらかじめ<u>水道部水道課において</u>編成し、分担を明確化しておく。 市町村相互の応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。	２ 応急給水 (1) 応急給水体制の確立 市は、給水体制の組織をあらかじめ<u>(削除)</u>編成し、分担を明確化しておく。 市町村相互の応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。	(市) 表記の整理
	第１４章 ライフライン施設等の応急対策	第１４章 ライフライン施設等の応急対策	
	第６節 通信施設の応急措置	第６節 通信施設の応急措置	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考																								
189	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、激甚な大規模災害が発生した場合については、本社を中心にグループ全体としての応援体制により、効率的復旧を図る。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、激甚な大規模災害が発生した場合については、本社を中心にグループ全体としての応援体制により、効率的復旧を図る。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	（県） 防災計画の修正による修正																								
第15章 住宅対策		第15章 住宅対策																									
194	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第5節 住宅の応急修理</td><td>市、県</td><td>1 応急修理に係る受付・情報提供等（追加）</td></tr><tr><td>第6節 障害物の除去</td><td>市</td><td>1（1）障害物の除去の実施 1（2）他市町村又は県に対する応援要求</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	（略）	（略）	（略）	第5節 住宅の応急修理	市、県	1 応急修理に係る受付・情報提供等（追加）	第6節 障害物の除去	市	1（1）障害物の除去の実施 1（2）他市町村又は県に対する応援要求	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第5節 住宅の応急修理</td><td>市 県</td><td>1 応急修理に関する補助事務 2（1）応急修理の実施 2（2）応援協力の要請</td></tr><tr><td>第6節 障害物の除去</td><td>市</td><td>1（1）障害物の除去の実施 1（2）他市町村又は県に対する応援要求</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	（略）	（略）	（略）	第5節 住宅の応急修理	市 県	1 応急修理に関する補助事務 2（1）応急修理の実施 2（2）応援協力の要請	第6節 障害物の除去	市	1（1）障害物の除去の実施 1（2）他市町村又は県に対する応援要求	（市） 表記の整理（風水害と統一）
区分	機関名	主な措置																									
（略）	（略）	（略）																									
第5節 住宅の応急修理	市、県	1 応急修理に係る受付・情報提供等（追加）																									
第6節 障害物の除去	市	1（1）障害物の除去の実施 1（2）他市町村又は県に対する応援要求																									
区分	機関名	主な措置																									
（略）	（略）	（略）																									
第5節 住宅の応急修理	市 県	1 応急修理に関する補助事務 2（1）応急修理の実施 2（2）応援協力の要請																									
第6節 障害物の除去	市	1（1）障害物の除去の実施 1（2）他市町村又は県に対する応援要求																									
第5節 住宅の応急修理		第5節 住宅の応急修理																									
198	2 県及び救助実施市における措置 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。 （1）応急修理の実施（追加）	2 県及び救助実施市における措置 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。 （1）応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	（県） 災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年																								

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
	<u>（追記）</u> <u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>（ア）</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>（イ）</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>イ</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことができない部分とする。 <u>ウ</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。 <u>エ</u> 修理の期間 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。<u>但し</u>交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	<u>（ア） 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>（イ） 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>（ウ） 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>（エ） 修理の期間</u> <u>災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>（オ） 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u> <u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>（ア） 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> <u>（イ） 修理の範囲</u> 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>（ウ） 修理の費用</u> 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>（エ） 修理の期間</u> 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。<u>ただし</u>、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	内閣府告示第 228 号)の一部改正のため。 令和5年4月1日から適用

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考																														
	<u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、 <u>応急仮設住宅の建設の方法に準じて</u> 現物給付をもって実施する。	<u>（オ）</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、 <u>（削除）</u> 現物給付をもって実施する。																															
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																															
	第4章 震災復興都市計画の決定手続き	第4章 震災復興都市計画の決定手続き																															
	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定																															
212	1 都市復興基本計画の策定と公表 （略） 策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、 <u>（追記）</u> 総合計画等を踏まえるものとする。	1 都市復興基本計画の策定と公表 （略） 策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、 <u>立地適正化計画、</u> 総合計画等を踏まえるものとする。	（県） 都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正																														
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援																															
213	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 罹災証明書の交付<u>等</u></td><td>市</td><td>1 (1) 罹災証明書の交付 <u>1 (2) 被災者台帳の作成</u></td></tr><tr><td>県</td><td>2 (1) 市町村の支援<u>等</u> 2 (2) <u>市町村への情報の提供</u></td></tr><tr><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td></tr><tr><td>第2節 <u>被災者への経済的支援等</u></td><td colspan="2">略</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付 <u>等</u>	市	1 (1) 罹災証明書の交付 <u>1 (2) 被災者台帳の作成</u>	県	2 (1) 市町村の支援 <u>等</u> 2 (2) <u>市町村への情報の提供</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	略		■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 罹災証明書の交付</td><td>市</td><td>1 (1) 罹災証明書の交付 <u>（削除）</u></td></tr><tr><td>県</td><td>2 (1) 市町村の支援 <u>（削除）</u> 2 (2) <u>説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u></td><td>市</td><td><u>1 (1) 被災者台帳の作成</u> <u>1 (2) 災害ケースマネジメントの実施</u></td></tr><tr><td>県</td><td><u>2 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供</u> <u>2 (2) 市町村の支援</u></td></tr><tr><td>第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u></td><td colspan="2">略</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付	市	1 (1) 罹災証明書の交付 <u>（削除）</u>	県	2 (1) 市町村の支援 <u>（削除）</u> 2 (2) <u>説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u>	<u>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u>	市	<u>1 (1) 被災者台帳の作成</u> <u>1 (2) 災害ケースマネジメントの実施</u>	県	<u>2 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供</u> <u>2 (2) 市町村の支援</u>	第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	略		（県） 防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付 <u>等</u>	市	1 (1) 罹災証明書の交付 <u>1 (2) 被災者台帳の作成</u>																															
	県	2 (1) 市町村の支援 <u>等</u> 2 (2) <u>市町村への情報の提供</u>																															
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																															
第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	略																																
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付	市	1 (1) 罹災証明書の交付 <u>（削除）</u>																															
	県	2 (1) 市町村の支援 <u>（削除）</u> 2 (2) <u>説明会の実施、調査・判定方法の調整等</u>																															
<u>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u>	市	<u>1 (1) 被災者台帳の作成</u> <u>1 (2) 災害ケースマネジメントの実施</u>																															
	県	<u>2 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供</u> <u>2 (2) 市町村の支援</u>																															
第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	略																																

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）		修正後（令和６年度（2024 年度）修正）		備考
	第 <u>3</u> 節 金融対策	略	第 <u>4</u> 節 金融対策	略	
	第 <u>4</u> 節 住宅等対策	略	第 <u>5</u> 節 住宅等対策	略	
	第 <u>5</u> 節 労働者対策	略	第 <u>6</u> 節 労働者対策	略	
	第 <u>6</u> 節 乳幼児の保育	略	第 <u>7</u> 節 乳幼児の保育	略	
	第 1 節 罹災証明書の交付等		第 1 節 罹災証明書の交付（削除）		
214	1 市における措置 <u>(1) 罹災証明書の交付</u> 市町村は、（中略）適切な手法により実施するものとする。 <u>(2) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 2 県における措置 (1) 市への支援等 <u>ア 市への支援</u> (略) <u>イ</u> 説明会の実施、調査・判定方法の調整等 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 <u>(2) 市町村への情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。		1 市における措置 <u>（表題の削除）</u> 市町村は、（中略）適切な手法により実施するものとする。 <u>（修正後第 2 節へ移動）</u> 2 県における措置 (1) 市への支援 <u>（削除）</u> (略) <u>(2)</u> 説明会の実施、調査・判定方法の調整等 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 <u>（修正後第 2 節へ移動）</u>		(県) 防災基本計画に基づく 修正及び表 記の整理
	(追記)		第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施		

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
215	（参考）第1節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更 1 市における措置 (2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>(追加)</u> （参考）第1節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更 2 県における措置 (2) 市町村への情報の提供 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 <u>(追加)</u>	1 市における措置 (1) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (2) 災害ケースマネジメントの実施 <u>市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u> 2 県における措置 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 (2) 市町村の支援 <u>県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。</u>	(県) 防災基本計画に基づく 修正及び表記の整理
	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	表記の整理
	第3節 金融対策	第4節 金融対策	
	第4節 住宅等対策	第5節 住宅等対策	
	第5節 労働者対策	第6節 労働者対策	
	第6節 乳幼児の保育	第7節 乳幼児の保育	
	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和５年度（2023 年度）修正）	修正後（令和６年度（2024 年度）修正）	備考
	第１節 商工業の再建支援	第１節 商工業の再建支援	
219	２ 県における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、 <u>小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）</u> 等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。	２ 県における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、 <u>経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】</u> 等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。	（県） 県制度融資 改正のため
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第４章 発災に備えた直前対策	第４章 発災に備えた直前対策	
	第１３節 緊急輸送	第１３節 緊急輸送	
264	９ 緊急輸送車両の運行確保 (1) 緊急輸送車両の <u>事前申請</u> 、確認及び標章と証明書の交付 (略)	９ 緊急輸送車両の運行確保 (1) 緊急輸送車両の <u>（削除）</u> 確認及び標章と証明書の交付 (略)	（市） 表記の整理